

令和7年5月1日
西海市総務課
契約検査班

建設工事における労働環境改善の取り組みについて
(工事のウィークリースタンスの実施)

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や新規入職者の減少等に伴う担い手の確保が喫緊の課題となっており、令和6年度からは改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制が適用されていることから、建設工事においては更なる労働環境改善が求められている状況である。

これまで、本市では週休2日工事など、建設業における働き方改革や労働環境改善の取り組みを実施しているが、更なる取り組みとして建設工事におけるウィークリースタンスを実施し、より一層、魅力ある職場環境の創造に努めるものである。

2. 対象工事

令和7年5月1日以降に起工する工事を対象とするが、左記以前に起工済みの工事についても受発注者間で協議の上、取組実施が可能と判断された場合は適用可能とする。

なお、発注時点において災害対応など緊急を要する工事であることがあらかじめ想定される場合は、本取組の対象工事には含めないものとする。

3. 受発注者間の相互における取組内容

取組内容については、受注者によって、勤務時間、定時退社日など労働環境改善の取り組みが各企業で異なり、現場条件等も多種多様であることから、柔軟性をもった取組とし、以下に示す項目を参考に受発注者間で取組内容を協議・調整の上、スケジュール管理を適切に実施しながら工事工程に差し支えない範囲で実施するものとする。

※下記内容から1つ以上を実施するものとする。

(1) 依頼日・時間及び期限に関すること

- 休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない
(金曜日に依頼して月曜日朝一を提出期限に設定するなど休日に作業しなければ間に合わない様な依頼は行わない)

(2) 会議・打合せに関すること

- 業務時間外に掛かる恐れのある打合せ開始時間の設定をしない
(1 時間程度の打合せを予定していて 17 時から時間外となる場合に 16 時以降を打合せの開始時間に設定する様なことはしない)
- 打合せは web 会議等の活用努める

(3) 業務時間外の連絡に関すること

- 業務時間外の連絡を行わない (メール含む)
- 受発注者間でノー残業デーを情報共有する

(4) その他、取り組みが必要と思われる内容

- 上記の他、取り組みが必要と思われる内容がある場合は受発注者間で協議して取組内容を決定

4. 取り組みの進め方

対象工事については、特記仕様書又は現場説明書に「労働環境改善の取り組み (ウィークリースタンスの実施)」を記載し、契約後、施工計画書作成前に受発注者間で協議を行い、取組内容を決定するものとする。

決定した取組内容は、「施工計画書 (17) その他」に記載するものとする。

※共通仕様書等により施工計画書の提出を求めている工事 (請負代金 500 万円未満) については、工事打合せ簿により別途、取組内容の報告を行うものとする。

なお、緊急を要する事案 (事故対応、災害対応、苦情対応など) が発生した場合は、本取組の対象外とする。また、状況の変化等によりやむを得ず本取組が実施困難な状況となった場合は、実施の有無を受発注者間で協議し決定するものとする。

<実施フロー>

特記仕様書に「労働環境改善の取り組み
(ウィークリースタンスの実施)」を記載



契約後、施工計画書作成前に
受発注者間で協議し取組内容を決定



受注者は決定した取組内容を
「施工計画書（１７）その他」に記載
※施工計画書の提出を求めている工事は
「工事打合せ簿」により取組内容を報告



受発注者双方で取組内容を
遵守しながら工事を実施

※対象日以前に起工済みの工事でウィークリースタンスを実施する場合は契約図書（特記仕様書又は現場説明書）の変更が必要となるため、ウィークリースタンスの取組追加について工事打合せ簿で協議を行い、協議完了後に変更施工計画書の作成及び特記仕様書又は現場説明書への追記（変更契約時）を行うも

(特記仕様書記載例)

第〇条 労働環境改善の取り組み（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行い、労働環境の改善に努め、取組内容については、受発注者間にて調整のうえ実施に努めるものとする。

なお、実施にあたっては、取組内容を施工計画書に記載することとするが、共通仕様書等により施工計画書の提出を求めている工事については、工事打合せ簿により別途、取組内容の報告を行うものとする。